

平成29年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者募集要項

幅広い知見と国際的視野を持ち、将来、グローバルに活躍するリーダーとなる人材を育成するため、海外の大学に進学する高校生等に対し県が給付金を支給することとし、その支給候補者を募集します。

1 支給制度の概要

支給人数	若干名	
給付金の額	100万円	
支給対象者	熊本県から支給候補者として決定された者のうち、「支給対象期間」に「支給対象となる海外難関大学」に入学した者。	
支給対象となる海外大学	支給要項第2条に規定する海外難関大学（以下「海外難関大学」という。）は、支給候補者選考申請時において、下記のいずれかの世界大学ランキング50位以内に入る海外大学とする。	
	ランキング名	評価機関
	The World Universities Rankings	Times Higher Education 高等教育専門誌出版社(イギリス)
	QS World UNIVERSITIES Rankings	Quacquarelli Symonds 大学評価機関(イギリス)
Academic Ranking of World Universities	Shanghai Ranking Consultancy 上海交通大学高等教育研究所 (中国)	

以下は、海外難関大学への出願から入学までの時期に応じて応募から支給までの手続きを記載しています。

【平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に海外難関大学に出願し、平成30年4月1日以降に入学を予定している場合】

## 2 支給候補者の応募手続について

<p>支給候補者の応募資格</p>	<p>以下の全ての条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者</li> <li>②応募翌年度の4月1日において、満21歳未満の者</li> <li>③熊本県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）を応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者（通信制課程の県外在住者を除く。）</li> <li>④高等学校等又は高等学校等卒業後の在学機関における評定平均値が9割以上の値である者</li> <li>⑤TOEFLiBT90以上若しくはIELTS6.5以上のスコア又はこれらと同程度と知事が認める英語能力判定試験のスコアや資格を有する者</li> <li>⑥平成29年度に海外大学に出願予定の者（海外大学の事務手続上、平成30年度に出願せざるを得ないと知事が認める場合はこの限りでない。）</li> </ul>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高等学校等を応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住民票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）</li> <li>イ 高等学校等の校長による意見書（別記第1号の2様式。）</li> </ul> </li> <li>②高等学校等を卒業し、応募年度に米国コミュニティ・カレッジに在学し、応募する年度の翌年度に海外難関大学への入学又は編入学を予定している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）</li> <li>イ 米国コミュニティ・カレッジの在学証明書</li> <li>ウ 米国コミュニティ・カレッジからの推薦書（様式任意）</li> </ul> </li> <li>③高等学校等を卒業し、応募年度に国内外の大学又は海外の大学付属若しくは提携の学校に在学し、応募の翌年度に海外難関大学への入学または編入学を予定している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）</li> </ul> </li> </ul>

	<p>イ 在学している大学又は大学付属若しくは提携している学校の在学証明書</p> <p>ウ 在学している大学又は大学付属若しくは提携している学校からの推薦書（様式任意）</p> <p>④第1号から第3号に共通</p> <p>ア 知事が定めたテーマに係る作文 テーマ「海外大学を志望する理由と学びたいこと」（別記第1号の3様式）</p> <p>イ 英語能力を示す証明書の写し</p> <p>ウ 高等学校等の卒業証明書又は卒業見込み証明書</p> <p>エ 在学機関からの支給要項第3条第4号の成績要件が確認できる成績証明書</p>
支給対象期間	<p>熊本県海外大学進学給付金支給要項（以下「支給要項」という。）第2条に規定する期間（「支給対象期間」という。）は、平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までとする。</p> <p>※ただし、平成31年3月29日（金）までに支給要項第6条に規定する支給申請を完了しなければならない。</p>
提出期限	平成29年10月16日（月）
提出先	<p>私立の高等学校等の生徒</p> <p>〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画班 電話096-333-2062 FAX096-384-6552</p> <p>県立の高等学校等の生徒</p> <p>〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県教育庁教育指導局高校教育課 高等学校教育指導係 電話096-333-2685 FAX096-384-1563</p>

### 3 支給候補者の選考及び選考結果通知

選考	選考は、平成29年10月下旬頃、面接及び提出書類（意見書もしくは推薦書、成績証明書、作文、英語能力の証明書）により行う。
選考結果通知	選考結果の通知は平成29年11月初旬頃に行う。支給候補者が希望する場合には、海外大学出願時に熊本県知事の推薦書を交付する。

4 支給候補者決定後から給付金支給までに申請者が行う手続

大学への出願	支給候補者が大学に直接行うこと。	
給付金の支給申請	支給候補者のうち海外大学に合格した者は、次の書類を添えて給付金支給申請書（支給要項別記第4号様式）を知事に提出すること。	
	支給申請期限	入学した日から起算して60日を経過した日又は平成31年3月15日（金）のいずれか早い方とする。ただし、期限内に支給申請をすることができない特段の理由があると認められる場合は、平成31年3月29日（金）までとする。
	添付書類	①海外大学の入学許可証の写し ②海外大学の在学証明書（在籍を証明するもの）

5 相談窓口（県立私立高等学校等に関わらず）

<p>熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画班          電話096-333-2062 FAX096-384-6552          午前8時30分から午後5時（平日のみ）</p>
--

【本年度中に海外難関大学に出願し、応募時点で入学・編入学許可を得ている場合】

## 2 支給候補者の応募手続について

支給候補者の応募資格	<p>以下の全ての条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 熊本県内の高等学校等を卒業し、応募年度に米国コミュニティ・カレッジ又は国内外の大学若しくは海外の大学付属若しくは提携の学校に在学する者</li> <li>② 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者</li> <li>③ 応募年度の4月1日において、満21歳未満の者</li> <li>④ 熊本県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）を応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者（通信制課程の県外在住者を除く。）</li> <li>⑤ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に海外難関大学に入学又は編入学する者。</li> </ul>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海外難関大学の入学許可証の写し又は在学証明書</li> <li>② 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）</li> <li>③ 卒業した高等学校等からの卒業証明書</li> <li>④ 在学している大学又は大学付属若しくは提携している学校からの成績証明書（様式任意）</li> <li>⑤ 知事が定めたテーマに係る作文 テーマ「海外大学を志望する理由と学びたいこと」 （別記第1号の3様式）</li> </ul>
提出期限	平成29年10月16日（月）
提出先	<p>〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号          熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画班          電話096-333-2062 FAX096-384-6552</p>

## 3 支給候補者の選考及び選考結果通知

選考	<p>選考は、平成29年10月下旬頃、面接及び提出書類（難関大学の入学許可証の写し又は在学証明書、成績証明書、作文）により行う。</p>
選考結果通知	<p>選考結果の通知は平成29年11月初旬頃に行う。支給候補者が希望する場合には、海外大学出願時に熊本県知事の推薦書を交付する。</p>

#### 4 支給候補者決定後から給付金支給までに申請者が行う手続

給付金の 支給申請	支給候補者としての決定通知を受けた後、次の書類を添えて給付金支給申請書（支給要項別記第4号様式）を知事に提出すること。	
	支給申請期限	平成30年3月16日（金）までとする。ただし、期限内に支給申請をすることができない特段の理由があると認められる場合は、平成30年3月30日（金）までとする。
	添付書類	①海外大学の入学許可証の写し ②海外大学の在学証明書（在籍を証明するもの）

#### 5 相談窓口（県立私立高等学校等に関わらず）

熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画班

電話096-333-2062 FAX096-384-6552

午前8時30分から午後5時（平日のみ）